

政令第八十四号

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）の施行に伴い、及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第一条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中ソをツとし、カからレまでをヨからソまでとし、同号ワ中「ヲ」を「ワ」に改め、同号ワを同号カとし、同号ヲを同号ワとし、同号ル中「ヌ」を「ル」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号ヌ中「第三号(19)」を「第三号(21)」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三号(15)において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な

整備に関する事項

第三条第三号(13)を次のように改める。

- (13) 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第三百十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

第三条第三号中(49)を(51)とし、(38)から(48)までを(40)から(50)までとし、同号(37)中「(35)及び(36)」を「(37)及び(38)」に改め、同号(37)を同号(39)とし、同号中(36)を(38)とし、(33)から(35)までを(35)から(37)までとし、同号(32)中「(18)から(31)まで」を「(20)から(33)まで」に改め、同号(32)を同号(34)とし、同号中(31)を(33)とし、(18)から(30)までを(20)から(32)までとし、同号(17)中「(14)から(16)まで」を「(16)から(18)まで」に改め、同号(17)を同号(19)とし、同号(16)中「内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令」を「内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政令」に改め、同号(16)を同号(18)とし、同号中(15)を(17)とし、(14)を(16)とし、(13)の次に次のように加える。

- (14) 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- (15) 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に

関する施策の推進に関すること。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「第二号イからニまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 教育及び文化の振興

ロ 福祉の増進及び医療の確保

ハ 環境の保全

ニ 水道及び工業用水道の整備

第二十九条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第三十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第三条の二第一項中「第三条第一号ル」を「第三条第一号ヲ」に、「同条第三号(18)及び(32)」を「同条第三号(20)及び(34)」に、「(31)」を「(33)」に改める。

(総合科学技術会議令の一部改正)

第二条 総合科学技術会議令（平成十二年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

総合科学技術・イノベーション会議令

第一条第一項中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

（内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の廃止）

第三条 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）は、廃止する。

（内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令の一部改正）

第四条 内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号

）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政令

本則中「第四条第三項第七号の四」を「第四条第三項第七号の六」に改める。

(環境影響評価法施行令の一部改正)

第五条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

(文部科学省組織令の一部改正)

第六条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第三号中「関すること」の下に「内閣府並びに」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十五条第二号及び第三号中「関すること」の下に「内閣府並びに」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。
第六十九条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。
第七十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。
第七十三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。
第七十四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。
第七十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。
第七十六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

理由

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、内閣府本府組織令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。